

# 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団 定款

昭和37年4月2日 設立許可  
昭和37年7月2日 登記

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、県民福祉の増進に寄与するために、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 児童養護施設の経営
- (イ) 婦人保護施設の経営
- (ウ) 母子生活支援施設の経営
- (エ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 保育所の経営
- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ウ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (エ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (オ) 一時預かり事業の経営
- (カ) 子育て短期支援事業の経営
- (キ) 特定相談支援事業の経営
- (ク) 障害児通所支援事業の経営
- (ケ) 障害児相談支援事業の経営

#### (3) その他この法人の目的達成のための必要な事業

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯及び経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の主たる事務所を、鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から互選する。

### (決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠

に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかるわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

#### （議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

#### （役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内  
(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

#### （役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。  
3 常務理事は、理事長が理事のうちから理事会の同意を得て選定する。  
4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

#### （理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。  
3 理事長は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  
4 常務理事は、理事長を補佐する。

#### （監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （役員の任期）

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (役員の責任の免除)

第23条 理事及び監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

#### (職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理 事 会

#### (構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会に議長を置き、議長は理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該理事会に出席した理事の中から互選する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。  
3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。  
4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。  
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鹿児島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合  
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担

保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

#### (資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の承認を受けた事業計画書及び収支予算書については、評議員に報告するものとする。  
3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告  
(2) 事業報告の附属明細書  
(3) 貸借対照表  
(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)  
(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書  
(6) 財産目録  
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。  
3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。  
(1) 監査報告  
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿  
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類  
(4) 事業の概要等を記載した書類

#### (会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センターの事業
- (2) 障害者の就労支援に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第8章 解 散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	押野	慶生
常務理事	中野	代四
理 事	有馬	純
"	市来	吉至
"	上原	信一
"	田辺	健吉
"	御牧	秀一
監 事	藤武	喜一郎
"	前原	至剛

## 附 則

この定款の変更は、鹿児島県知事の認可を受けた日から施行する。

### [改正定款の認可日]

第 1 次改正	厚生大臣の認可日	昭和38年 8月 1日
第 2 次改正	厚生大臣の認可日	昭和40年 12月 6日
第 3 次改正	厚生大臣の認可日	昭和43年 1月 24日
第 4 次改正	厚生大臣の認可日	昭和47年 9月 5日
第 5 次改正	厚生大臣の認可日	昭和48年 1月 16日
第 6 次改正	厚生大臣の認可日	昭和49年 3月 19日
第 7 次改正	厚生大臣の認可日	昭和51年 8月 23日
第 8 次改正	厚生大臣の認可日	昭和53年 10月 3日
第 9 次改正	厚生大臣の認可日	昭和54年 11月 26日
第10次改正	厚生大臣の認可日	昭和55年 11月 11日
第11次改正	厚生大臣の認可日	昭和57年 2月 8日
第12次改正	厚生大臣の認可日	昭和59年 6月 26日

第13次改正	厚生大臣の認可日	昭和62年	3月25日
第14次改正	鹿児島県知事の認可日	昭和63年	3月 3日
第15次改正	鹿児島県知事の認可日	平成 5年	1月16日
第16次改正	鹿児島県知事の認可日	平成 6年	5月25日
第17次改正	鹿児島県知事の認可日	平成 7年	4月11日
第18次改正	鹿児島県知事の認可日	平成 8年	5月14日
第19次改正	鹿児島県知事の認可日	平成10年	7月 7日
第20次改正	鹿児島県知事の認可日	平成11年	6月24日
第21次改正	鹿児島県知事の認可日	平成12年	8月 7日
第22次改正	鹿児島県知事の認可日	平成13年	4月17日
第23次改正	鹿児島県知事の認可日	平成14年	3月 6日
第24次改正	鹿児島県知事の認可日	平成15年	1月26日
第25次改正	鹿児島県知事の認可日	平成16年	4月27日
第26次改正	鹿児島県知事の認可日	平成16年	7月 1日
第27次改正	鹿児島県知事の認可日	平成17年	2月14日
第28次改正	鹿児島県知事の認可日	平成17年	10月26日
第29次改正	鹿児島県知事の認可日	平成18年	9月 6日
第30次改正	鹿児島県知事の認可日	平成18年	10月25日
第31次改正	鹿児島県知事の認可日	平成19年	8月 1日
第32次改正	鹿児島県知事の認可日	平成20年	10月 2日
第33次改正	鹿児島県知事の認可日	平成21年	5月13日
第34次改正	鹿児島県知事の認可日	平成21年	6月23日
第35次改正	鹿児島県知事の認可日	平成22年	6月28日
第36次改正	鹿児島県知事の認可日	平成23年	6月14日
第37次改正	鹿児島県知事の認可日	平成24年	3月29日
第38次改正	鹿児島県知事の認可日	平成25年	7月 8日
第39次改正	鹿児島県知事の認可日	平成25年	12月13日
第40次改正	鹿児島県知事の認可日	平成27年	3月 2日
第41次改正	鹿児島県知事の認可日	平成27年	4月22日
第42次改正	鹿児島県知事の認可日	平成28年	4月15日
第43次改正	鹿児島県知事の認可日	平成28年	12月27日
第44次改正	鹿児島県知事の認可日	平成29年	2月20日
この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。			
第45次改正	鹿児島県知事の認可日	平成30年	3月 8日
この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。			
第46次改正	鹿児島県知事の認可日	令和元年	7月18日
第47次改正	鹿児島県知事の認可日	令和2年	8月20日
第48次改正	鹿児島県知事の認可日	令和4年	5月12日
第49次改正	鹿児島県知事の認可日	令和5年	7月11日

## 別表

## 基本財産

## 1 土地

施設名	所在地	地目	面積
児童養護施設 「仁風学園」	鹿児島市本名町458番地1	宅地	12,722.78m <sup>2</sup>
	鹿児島市本名町454番地	宅地	3,535.23m <sup>2</sup>
	小計 ( 2 筆 )		16,258.01m <sup>2</sup>
児童養護施設 「若葉学園」	姶良市鍋倉字桐木190番地1	宅地	2,327.35m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木190番地2	宅地	1,552.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木195番地	宅地	499.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木200番地2	宅地	4,158.92m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木200番地3	宅地	92.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木206番地2	宅地	171.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木220番地1	宅地	219.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木220番地2	宅地	590.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字園田280番地	宅地	772.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木218番地	宅地	672.00m <sup>2</sup>
	姶良市鍋倉字桐木212番地2	宅地	38.00m <sup>2</sup>
小計 ( 11 筆 )			11,091.27m <sup>2</sup>
婦人保護施設		宅地	1,065.05m <sup>2</sup>
小計 ( 1 筆 )			1,065.05m <sup>2</sup>
保育所 「同胞保育園」	鹿児島市柳町3番地3	宅地	1,198.69m <sup>2</sup>
	鹿児島市柳町3番地43	宅地	485.22m <sup>2</sup>
	小計 ( 2 筆 )		1,683.91m <sup>2</sup>
合計	( 16 筆 )		30,098.24m <sup>2</sup>

## 2 建物

施設名	所在地		
	名称	構造	面積
児童養護施設 「仁風学園」	鹿児島市本名町458番地1		
	事務所	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	497.90m <sup>2</sup>
	児童福祉施設	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	326.01m <sup>2</sup>
	児童福祉施設	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	326.15m <sup>2</sup>
	児童福祉施設	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	187.90m <sup>2</sup>
	児童福祉施設	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	261.84m <sup>2</sup>
小計			1,599.80m <sup>2</sup>
児童養護施設 「若葉学園」	姶良市鍋倉字桐木200番地2、190番地1、 200番地3、206番地2、218番地、220番地1、220番地2		
	事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	724.35m <sup>2</sup>
	寄宿舎	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建	930.06m <sup>2</sup>
	寄宿舎	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建	930.06m <sup>2</sup>
	寄宿舎	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建	264.90m <sup>2</sup>
	体育館	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板 葺陸屋根二階建	402.36m <sup>2</sup>
	小計		3,251.73m <sup>2</sup>

婦人保護施設	婦人保護施設	鉄骨造陸屋根4階建 1階部分	34.70m <sup>2</sup>
		鉄骨造陸屋根4階建 2階部分	350.71m <sup>2</sup>
		鉄骨造陸屋根4階建 3階部分	342.95m <sup>2</sup>
		鉄骨造陸屋根4階建 4階部分	342.95m <sup>2</sup>
		小 計	1,071.31m <sup>2</sup>
保育所 「同胞保育園」	鹿児島市柳町3番地43, 3番地3		
	保育所	鉄筋コンクリート造陸屋根三階建	1,235.34m <sup>2</sup>
		小 計	1,235.34m <sup>2</sup>
保育所 「鹿児島みなみ保育園」	鹿児島市東郡元町18番地4		
	保育所	鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィングぶき3階建	862.26m <sup>2</sup>
		小 計	862.26m <sup>2</sup>
養護老人ホーム 「慈眼寺寿光園」	鹿児島市慈眼寺町16番地7		
	養護老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根二階建	1,892.61m <sup>2</sup>
	鹿児島市慈眼寺町9番地8		
	作業場	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	133.20m <sup>2</sup>
		小 計	2,025.81m <sup>2</sup>
障害者支援施設 「川内自興園」	薩摩川内市百次町1108番地1		
	事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	945.47m <sup>2</sup>
	寄宿舎	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1,174.07m <sup>2</sup>
	寄宿舎	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1,515.46m <sup>2</sup>
	薩摩川内市百次町1092番地3		
	集会所	木造合金メッキ鋼板ぶき二階建	419.00m <sup>2</sup>
	薩摩川内市百次町1063番地		
	倉庫	鉄骨造スレート葺平家建	120.00m <sup>2</sup>
	倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	31.50m <sup>2</sup>
	便所	木造スレート葺平家建	2.85m <sup>2</sup>
		小 計	4,208.35m <sup>2</sup>
障害児通所支援事業所 「チャイルドクラブあおぞら」	薩摩川内市百次町1108番地1		
	障害児通所支援事業所	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	302.11m <sup>2</sup>
		小 計	302.11m <sup>2</sup>
母子生活支援施設	母子生活支援施設	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建 1階	371.38m <sup>2</sup>
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建 2階	283.57m <sup>2</sup>
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建 3階	278.56m <sup>2</sup>
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建 4階	278.56m <sup>2</sup>
		小 計	1,212.07m <sup>2</sup>
		薩摩川内市百次町1092番地3	
指定共同生活援助事業所 「川内ひまわりホーム」	居宅	木造瓦葺平家建	80.25m <sup>2</sup>
	共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	214.34m <sup>2</sup>
		鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	214.34m <sup>2</sup>
		小 計	508.93m <sup>2</sup>
	日置市伊集院町妙円寺一丁目1番地1		
障害者支援施設 「ゆすの里」	障害者支援施設	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	3,955.09m <sup>2</sup>
	倉庫・便所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	22.77m <sup>2</sup>
		小 計	3,977.86m <sup>2</sup>
指定障害福祉サービス事業所「リハステーションゆす」	鹿児島市錦江町3番地25		
	指定障害福祉サービス事業所	鉄骨造1階建 1階部分	355.23m <sup>2</sup>
		小 計	355.23m <sup>2</sup>
合 計			20,610.80m <sup>2</sup>

3 基本積立金

1,500,000 円